

墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（給料） 第2条 常勤の監査委員の給料は、月額<u>62万8,000円</u>とする。</p> <p>（給料の支給方法等） 第5条 給料及び旅費の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給条件、支給方法その他支給に関しては、墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）に定めるものの例による。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第2条 常勤の監査委員の給料は、月額<u>63万2,000円</u>とする。</p> <p>〔同左〕 第5条 〔同左〕</p> <p>2 〔略〕</p>

付 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。